

移動等円滑化取組計画書

2019年12月19日

住 所 東京都渋谷区代々木2-2-2

事業者名 ジェイアールバス関東株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役 中 村 泰 之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有するバス車両においては、2018年度時点のノンステップバス導入率は70%（適用除外車両を除く）である。車両更新にあたっては地域の実情にあわせてノンステップバスへの置き換えを進めていく。
- ・高速乗合バス車両においてはリフト付きバスを1両保有している。2階建てバスの車両更新時には車いすスペースを1席確保した海外製車両の導入を進めていく。

(2) 教育訓練に関する事項

- ・サービス介助士資格は、各営業所で1名以上の資格取得を目指す。
- ・ノンステップバスが配置されている営業所では、取り扱いに十分習熟させた上で乗務を実施。その他、社内研修を通じて高齢者や障害者への対応方法を学ぶ機会を設けていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス	2019年度は新規導入を予定していない
ノンステップバス	2台以上置き換える計画。(2019年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員・のりば係員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高速乗合バスでは、東京駅バスターミナル係員が乗務員と連携してスムーズな乗降介助に努める（2019年度～） ・一般乗合バスでは、通常の乗降は乗務員が介助を行うが、介助者がいる場合には協力を仰ぎ安全で確実な乗降支援に努める（2019年度～） ・お困りのお客さまを見かけた際には積極的な声掛けや見守りを行う活動を展開している

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすで乗車を希望される際のご利用方法の掲載	高速乗合バスをご利用の場合は予約センターへの事前予約を、一般乗合バスをご利用の場合の乗車方法及び営業所への事前お問い合わせをホームページに掲載する。（2019年度～）

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員の技術向上	お客さまのサポートをスムーズに行えるよう、社内の資格取得者（サービス介助士）を中心に体験学習会を適宜開催していく（2019年度～）

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士資格と同等程度のサービススキルをもった社員の育成に努める ・鉄道駅との連携を強化して、改札口からバスのりばまでスムーズなサポート体制に向けて日頃からの関係強化に努める ・当社に寄せられる利用者の声を社内で共有するとともに、取り組みの改善状況をホームページで紹介する
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。